

電子情報処理組織の使用による返戻照会に係る再請求への移行に係る
やむを得ない場合の届出

電子情報処理組織の使用による返戻照会に係る再請求の実務に円滑に移行するために必要なシステム事業者の対応が間に合わないなどのやむを得ない場合に該当する旨を届け出ます。

令和 年 月 日

住所

(審査支払機関名)

御中

開設者

氏名

医療機関（薬局）コード		点数表区分	医科・DPC・歯科・調剤
保険医療機関（薬局）名		電話番号	
保険医療機関（薬局）所在地		郵便番号	—
やむを得ない事情	<input type="checkbox"/> システム事業者に必要なシステム改修を依頼済みであるが、令和5年4月からの対応が困難（オンライン対応の開始予定時期：令和 年 月） <input type="checkbox"/> 令和5年度中に廃止・休止を行う予定又は改修工事中・臨時の施設である <input type="checkbox"/> その他のやむを得ない事情がある		

作成要領

- 「点数表区分」欄には、医科、DPC、歯科及び調剤の別を○で囲む。
- 「医療機関（薬局）コード」、「保険医療機関（薬局）名」、「電話番号」、「保険医療機関（薬局）所在地」及び「郵便番号」欄には、保険医療機関届で届け出た記載内容を記入する。
- 「やむを得ない事情」欄には、該当する事情の□にチェック「✓」し、「システム事業者に必要なシステム改修を依頼済みであるが、令和5年4月からの対応が困難」を選択した場合は、オンライン対応の開始予定時期を記入する。